

## 令和4年3月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和4年3月29日(火)午後2時30分から午後4時19分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

### 1. 開 会

### 2. 会議録署名者の決定

### 3. 議 事

日程第 1 (議案第18号) 相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則について(教育環境部)

日程第 2 (議案第19号) 相模原市学校給食あり方検討委員会規則について(教育環境部)

日程第 3 (議案第20号) 相模原市立野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則について(学校教育部)

日程第 4 (議案第21号) 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第 5 (議案第22号) 相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について(教育局)

### 4. 報告案件

日程第 6 (報告第 3号) 相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討について(学務課)

日程第 7 (報告第 4号) 教職員研修の令和3年度実施状況及び令和4年度実施計画について(教育センター)

日程第 8 (報告第 5号) 専決処分の報告について(博物館)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴木英之

教育長職務代理者 小泉和義

委員 平 岩 夏 木  
 委員 岩 田 美 香  
 委員 宇田川 久美子  
 委員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教 育 局 長	杉 野 孝 幸	教 育 環 境 部 長	井 上 隆
学 校 教 育 部 長	細 川 恵	教 育 局 参 事 兼教育総務室長	兼 杉 千 秋
教育総務室総括副主幹 ( 総務企画班 )	的 場 秀 剛	教 育 総 務 室 主 査	須 澤 可 奈 子
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 務 課 長	佐 藤 洋 一	学 務 課 担 当 課 長 ( 就 学 支 援 班 )	清 水 芳 枝
学 務 課 総 括 副 主 幹 ( 学 務 班 )	一 之 瀬 素 弘	教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	鈴 木 一 広
学 校 保 健 課 総 括 副 主 幹 ( 給 食 企 画 班 )	林 壮 太	教 育 セ ン タ ー 所 長	宮 原 幸 雄
教 育 セ ン タ ー 担 当 課 長 ( 研 究 ・ 研 修 班 )	奥 津 光 郎	相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 所 長	渡 邊 直 展
相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 総 括 副 主 幹 ( 総 務 班 )	島 田 隆	文 化 財 保 護 課 長	仙 波 浩 美
文 化 財 保 護 課 担 当 課 長	松 下 勝 彦	博 物 館 長	佐 々 木 春 美
事 務 局 職 員 出 席 者			
教 育 総 務 室 主 任	島 崎 順 崇	教 育 総 務 室 主 任	高 橋 亮

午後2時30分 開会

## 開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日の出席は5名で、定足数に達しております。

なお、宇田川委員より遅れる旨、連絡がありましたのでご報告申し上げます。

本日の会議録署名につきましては、小泉教育長職務代理者と平岩委員を指名いたします。  
よろしく願いいたします。

### 相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。はじめに、日程1、議案第18号、「相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則について」審議を行います。それでは、事務局より説明をいたします。

井上教育環境部長 議案第18号につきましてご説明申し上げます。

はじめに1枚おめくりいただきまして、3ページ目をご覧いただきたいと思います。

提案の理由でございます。本議案は、令和4年4月から中学校夜間学級として相模原市立大野南中学校分校を開校するにあたり、就学を希望する者が経済的な理由により就学の機会を逸することのないよう、学用品費等の援助を実施することに伴い、相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則を制定するものでございます。

就学奨励金につきましては、学校教育法第19条に基づく学齢児童生徒に対する規則が既に制定されておりますが、学齢期を過ぎている本校の生徒は対象になりません。

今回の支援は当該法令に基づくものとは別に実施するものであるため、新たに規則を制定するものでございます。

では、主な項目につきまして、ご説明させていただきます。

初めのページにお戻りいただきたいと思います。

第2条をご覧ください。交付の対象は、第1号の生活保護を受けている要保護者及び第2号の教育長が別に定める基準により前号の者に準ずる程度に困窮していると認められる者といたします。教育長が別に定める基準といたしましては、生活保護基準の1.2倍以下の所得であるなど、学齢児童生徒に対する就学奨励金と同様の要件を想定しております。

次に第3条をご覧ください。交付の範囲は、学齢児童生徒に対する就学奨励金制度における対象費目のうち、夜間学級において想定される費目として、第1号学用品費及び第2号通学費の2費目を対象として実費額を援助いたします。

なお、他市町村に在住する本校生徒への支援に当たりましては、生徒の在住市町村と就学奨励金、就学援助の実施に関する協定を結ぶことを前提といたしまして、本規則に基づき支援することとなります。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 この具体的なことになりますけど申請方法であるとか、その受付開始になどは間に合うようになっているのでしょうか。

佐藤学務課長 具体的には4月に入ってから生徒に説明をしながら申請等の事務を進めていくという形にさせていただきたいと考えております。

小泉教育長職務代理者 そもそも夜間中学校の、この取組はとても前向きなことだと思いますので、またその辺も入学された方がある意味違った障害のないような形で、ぜひ支援をしていただけたらと考えております。ありがとうございました。

白石委員 今も既存の奨励金の制度がありますけれども、夜間中学に通う方についても漏れがないようにという形で位置付けるということだと思います。

奨励金の額とかはどのような形に。今と同じような形で考えていただけるのか。この辺をちょっと教えていただければと思います。

佐藤学務課長 実費ということで、学用品費等については、現在の我々の相模原市の奨励金の上限額を適用させていただいてるところと、それとあと通学費については自宅から通って来られる方、職場から通って来られる方がいらっしゃると思うのですが、どちらか近い方ということで想定をさせていただいてるところでございます。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、採決を行いたいと思います。

議案第18号、「相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第18号は可決されました。

#### 相模原市学校給食あり方検討委員会規則について

鈴木教育長 次に日程2、議案第19号、「相模原市学校給食あり方検討委員会規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

井上教育環境部長 議案第19号につきましてご説明申し上げます。

本議案は附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定に基づき、相模原市学校給食あり方検討委員会を設置するため、必要な事項を定めたく提案をするものでございます。

恐れ入りますが、別添の議案第19号関係資料をご覧くださいと存じます。

1の設置の背景及び趣旨でございますが、本市の中学校給食につきましては、平成28年2月の相模原市立中学校完全給食実施方針の改定において、全員喫食の実現に向けて、将来的な実施方式を検討することを位置づけております。

また、平成29年3月には、中学校学習指導要領が改定され、学校における食育の推進が位置づけられたことなどから、近年、他の自治体において中学校給食の見直しが進められております。

本市におきましても、本年度、全生徒、保護者、教職員を対象として実施をいたしました学校給食に関するアンケート等におきまして、現行の実施方法や内容等について、様々なご意見が寄せられていることなどを踏まえまして、本市の中学校給食の全員喫食の実現に向け、将来的な実施方式などの具体的な検討を進めるため設置するものでございます。

2の所掌事務につきましては、(1)中学校給食の実施方式及び(2)の中学校における食育に関する事項について諮問に応じて調査審議をし、その結果を答申し、又は意見を建議いたします。

3の組織・定数及び任期についてでございますが、委員11人以内をもって組織をし、任期は令和6年3月までといたしております。委員11人の内訳につきましては、学識経験のある者、市内の公益的活動を行う団体から推薦をされた者、市の住民、市立学校の校長でございますが、具体的には記載のとおりの内容と人数を想定しております。

4のスケジュールでございますが、公募など委員の選任手続の後、令和4年6月以降、年4回程度の開催を予定しておりまして、令和4年11月には中間報告を、また令和5年度中には学校給食のあり方についての答申のほか、必要に応じて建議をいただく予定でございます。

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、意見等ございましたら、お願いいたします。

岩田委員 事務的なことで質問なのですが、もしかしたらほかの委員会とかも、このように書いているかもしれないですけども、定数11人以内とは、11人は超えないということは分かるのですが、これは少ない分には最低でも何人いなければならないみたいのは必要ないのかと。ちょっと疑問に思ったのですが。

鈴木学校保健課長 定数のお話でございますけれども、そもそも委嘱する委員の内訳といたしまして4項目ございますので、当然最低ながら4人はいらっしゃるかとこれが成立しないというお話になります。

ただ、十分なお議論をいただくに当たりましては、やはり11人いらっしゃるのが一番適当と考えてございまして、11人の方にご承認いただけるように今後、働きかけを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

鈴木教育長 下限の定めというのは、ないということによろしいのですよね。

鈴木学校保健課長 おっしゃるとおりです。

平岩委員 あり方検討委員会の設置に特に異論はございませんが、これまで、本年度もそうなのですがアンケートなど進めてまいりましたので、このスケジュールで令和5年度に答申、建議ということで書いてありますが、丁寧に進めていくことは大事ですけども、やはり給食についてというのは早く見直していくことも必要だと思っておりますので、その辺のある程度スピード感を持って進めていただけたらと思います。

鈴木学校保健課長 委員がお話のとおり、この案件につきましてはしっかりと議論をしつつ、ただスピード感を忘れずに進めていく必要があると認識をしているところでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 ほかにご意見、質問等がないようでしたら採決を行いたいと思います。

これより採決を行います。

議案第19号、「相模原市学校給食あり方検討委員会規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第19号は可決されました。

相模原市立野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に日程3、議案第20号、「相模原市立野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第20号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立野外体験教室条例施行規則の一部、3点につきまして改正を行うものでございます。

議案をおめくりいただき、参考資料1をご覧ください。

改正の趣旨及び内容でございますが、1つ目として、幼稚園や保育園などの幼児教育に係る施設は近年様々な形態がありますことから、利用できるものの範囲を分かりやすく整理するものでございます。

2つ目として、令和4年4月1日に施行されます民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)において、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますことから、規則で定めております青少年が利用する場合の団体引率責任者の年齢を満18歳に引き下げるものでございます。

なお、規則において利用できる年齢は満18歳以下としており、引率者と年齢が重複することになりますが、受け入れにおいて支障は生じないものと考えております。

3つ目といたしまして、1枚おめくりいただきまして、参考資料2をご覧ください。

これまでは、上段のように市内の幼稚園、保育園、高等学校等につきましては、前年度の11月末まで、市外の幼稚園、保育園、小中学校等につきましては、前年度の12月末までを申請書の受付の終期としておりましたが、利用を促進するために下段のように終期を利用開始日の属する月の3月前の月の末日に変更するものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わらせていただきます。よろしくご検討くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 特に3番目のところですが、まずその空きが、この横長のところの課題で、空きがある場合でも規則上受け入れできないというところで、かなり空きが発

生していたのかということと、あと新しく改定することによって、市内の小中学校の利用において不具合等は起こらないのかなという。恐らく起こらないとは思いますが、その辺をお聞かせてください。

渡邊相模川自然の村野外体験教室所長 まず1点目の空きが今まであったのかということですが、若あゆの方はあまり空きはなかったのですが、やませみの方が特に冬場の利用の方におきまして、平日も空きがございましたので、あとは若あゆ、やませみともに土日の利用の中でも多少使われないうところもございました。

市内の小中学校に不具合があるかということなのですが、市内の小中学校につきましては、前年度の10月までに全て予定が計画されておりまして、市内小中学校はもういつでも、日帰りでも申し込みができることになっておりますので、不具合は生じないものと考えております。

以上でございます。

岩田委員 利用する利用可能団体の定義を整理するというので、今まで第1号、第2号だったところを第2号の部分の市内の保育所と児童福祉施設で教育委員会が指定したもの以外を第3号と別立てにしたということと、第3号の中身を第4号というので少し下線部のところを追記したということなのですが、これに特に反対するものではないのですが、これは今までの第1号、第2号、第3号だと何に不具合があって、この第1号から第4号に整理したのかを教えてください。

渡邊相模川自然の村野外体験教室所長 これまで何に不具合があったかというところですが、幼稚園類似施設というのがありまして、園庭を持たないような、保育課に確認しましたら市内に3園ほどあるというところなのですが、その幼稚園類似施設につきましては、これまでの現行の規則の中ですとちょっと読み取りにくいところがございますので、今回、新設する幼稚園及び保育所に準ずる施設として教育委員会が認めるものということにさせていただくことで、そういった園の問い合わせがあっても受け入れができるようになります。

以上でございます。

鈴木教育長 ちょっと分かりにくいかと。

岩田委員 前であれば、この保育所で「これに準ずる施設を含む」というところ、園庭を持っていない保育園とかを入れていたのだけれども、それだと、何か困ることがあるので、そういう園庭を持っていない幼稚園とかは第3号の方で拾えるようにしたということかと



思いつつも、もう少し説明をお願いします。

渡邊相模川自然の村野外体験教室所長 すみません。幼稚園類似施設につきましては、これまでは第2号で保育所とこれに準ずる施設という記載がございまして、幼稚園類似施設ということで、幼稚園という第1号の方にかかってきますので、ちょっと読み取りにくいという。もちろん、相談があったら検討するようにはしておったのですが、その辺を明確に幼稚園の類似施設であっても受入れができるように第3号を新設させていただいたということでございます。

以上でございます。

島田相模川自然の村野外体験教室総括副主幹 若干の補足をさせていただきます。

現行のこちらの第1号でございますと幼稚園、高等学校、中等教育学校ということで学校教育施設、文部科学省が管轄する施設の方が出ているということで、第2号の方では保育所ということで括弧して、「これに準ずる施設を含む」となっているところでございます。

そういった中で、近年いろいろな形態の幼児教育施設というものがある中で、教育機関においてもいろいろな準ずるような施設というものが生じるだろうというところで、今回の第3号のところ、こういった全ての準ずるものをここで整理をする中で、教育委員会が認めることによって、いろいろな団体をここで受入れをしていくということを誰が見ても、この部分で確認をするということができるような形で整理をさせてもらったような次第でございます。

以上でございます。

細川学校教育部長 ご指摘いただきましたように、大変これまでの規則の表記の仕方がいかようにも取れるということで今、渡邊相模川自然の村野外体験教室所長の方からお話ししたような施設は利用できないのではないかなというような考え方を持っておりました。

ただ、読み方によればもちろん利用できるということも可能であろうという中で、第3号という形で項立てをしまして、明確にそうした園についても、またそういう子ども向けの施設、そういうところにつきましてもご利用することができますよということを明確にさせて、分かりづかったというところを分かりやすくさせていただいたということになります。

委員がおっしゃるとおり、何が変わったかというのが本当に分かりづらい内容かなと思いますが、読み取りやすくなったということで、ご理解いただければなと思います。

宇田川委員 今のご説明の中でちょっと新たにご質問させていただきたいのですが、幼稚園というのはご説明があったように学校教育施設の中に入り、保育所は児童福祉施設と理解しておりますけれども、幼稚園類似施設というものは、どちらにも属さないということなのでしょうか。

島田相模川自然の村野外体験教室総括副主幹 こちらについては、どちらにも属さないというところでございます。今、幼稚園類似施設というのが保育課等と確認する必要があるのですが、明らかな定義というものがございません。幼稚園、保育所及び認定こども園といった認可を受けていないものの、地域や保護者のニーズに応じて、幼稚園と同じような形の教育活動をしているところを幼稚園類似施設というカテゴリーで扱っているというところなんです。

最近でございますけれども、文部科学省の方で、この幼稚園類似施設に通う保護者の方に対しまして補助金を出すという制度を設けたようなことがございますので、そういった背景の中では学校教育に近い施設になるのではないかと解釈をしているところでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 若干分かりにくいのですが既存の幼稚園とか保育所みたいに、どこかに施設があって、拠点があって、そこで教育、保育をするわけではなく、公園を使ったり、あるいは自然の中で幼児教育的なことをやる団体的なものについて申込みがあったときに、ここに疑義が生じたので、じゃあ、そういう方々についても補助金の対象になるのであれば、この野外体験教室を使えるようにしていきましょうよというのが今回の規則の改正の内容です。

岩田委員 この数字というか、号が合ってるかあれなのですが、先ほどの参考資料2の横の表のところと一緒に見ていくと、改定案の方では市外の第1項第3号というのは、この利用できる範囲の第3号と読んでいいのですか。

だとすると、第1号と第2号の人たちは、この利用申請のスタートが11月だけれども、第3号と第4号の人はどうするのかが分からないのですが、第3号の人は1か月遅いスタートでということの理解でよいのでしょうか。

島田相模川自然の村野外体験教室総括副主幹 大変申し訳ございません。今、委員がご指摘のとおり、こちら市外のところにつきまして、現状、第1項第3号と書いてございますけれども、今回こちらの規則の改正に伴いまして第3号が追加され、第4号の方で市外と

ということで見ておりますので、この参考資料2の市外のところ第1項第3号ではございませんで、第4号関係ということになります。大変失礼いたしました。

鈴木教育長 そうすると、第3号は市内に入っていくという。

島田相模川自然の村野外体験教室総括副主幹 第3号は市内に入っているということになります。

鈴木教育長 そういう訂正をお願いしたいということです。

白石委員 利用の状況も絡めてなのですけども、参考の欄に青少年団体というところがありますけれども、こちらは市内と市外の区分は特に分けてないということによろしいでしょうか。

島田相模川自然の村野外体験教室総括副主幹 青少年団体の申込みについてでございますけれども、まず市内と市外については差を設けさせてもらっております。市内につきましては利用月の3月前から申込み開始、市外につきましては利用月の2月前から申込み開始ということで1月の差を設けさせてもらっているところでございます。

以上です。

白石委員 ということは幼稚園、保育園とかと同じような形で、1か月ずらしてるということによろしいのでしょうかね。

島田相模川自然の村野外体験教室総括副主幹 はい、そうでございます。

白石委員 あと、青少年団体の利用は具体的には幾つぐらい。また、それが占める割合は全体のどれくらいかを教えていただけますでしょうか。

鈴木教育長 それは若あゆとやませみで分けてですか。

白石委員 ざっくりで構わないのですけれども。イメージとして。

渡邊相模川自然の村野外体験教室所長 学校と青少年団体の利用状況ということでございますが、コロナ禍の中では、青少年団体は全てストップしておりましたので、それ以前の話をしていただきますけれども、大体若あゆとやませみをひっくるめて、2万6,000人ぐらいの利用がございまして、その中の6,000人ぐらいがざっくりいうと青少年団体の利用ということになっております。

以上でございます。

白石委員 2万6,000人のうちの6,000人ということなので、約4分の1ぐらいですかね。これはいわゆるボーイスカウトとか、スポーツ少年団とか、そういう形が多いのでしょうか。

渡邊相模川自然の村野外体験教室所長 そういったスポーツ少年団ですとか、ボーイスカウトですとか、あとは地子連ですとか、地域のバレーボールや、そういったドッジボールだとか、そういった団体とかいろいろな方に来ていただいております。

以上でございます。

白石委員 そういう団体はいわゆる減免の対象には入りますか、入りませんか。

渡邊相模川自然の村野外体験教室所長 概ね市内の方で構成されている団体につきましては減免、50%、半額で対応させていただいております。

以上でございます。

鈴木教育長 ほか、よろしいでしょうか。よろしければ採決に移りたいと思います。

これより採決を行います。

議案第20号、「相模原市立野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

相模原市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に日程4、議案第21号、「相模原市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

杉野教育局長 議案第21号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、文化財保護法の改正に伴う相模原市文化財の保存及び活用に関する条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例が、さきの市議会3月定例会において可決されたことから、文化財台帳に係る規定の改正及び相模原市文化財登録簿に関する規定の追加、その他所要の改正をいたしたく提案するものです。

別紙の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

第2条につきまして、指定文化財の指定の状況を記録するため、相模原市指定文化財台帳を備えるものに改めまして、新たに条例第7条第1項に規定する、市登録文化財として登録する相模原市文化財登録簿の記載事項等の条文を新たに設け第4条とし、以降1条ずつ繰り下げるものでございます。

なお、各様式につきましては、改めて要綱を制定し、定める予定です。

以上で議案第 2 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

これは手続的なことですので、これより採決に移りたいと思います。

議案第 2 1 号、「相模原市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第 2 1 号は可決されました。

相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に日程 5、議案第 2 2 号、「相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

兼杉教育総務室長 議案第 2 2 号についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、会計年度任用短時間勤務職員の報酬単価の一部改定について提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、議案をおめぐりいただきまして、議案第 2 2 号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、1の趣旨でございます。令和 3 年 1 月 1 9 日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」におきまして、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く職員の収入を上げるため、国において各種補助金が創設されたことを踏まえ令和 4 年 2 月から処遇改善を行っている会計年度任用短時間勤務職員の初任給基準表の改正をするものでございます。

次に 2 の改正内容(1)の初任給基準表の改定でございます。国の補助事業である保育士等処遇改善臨時特例事業では、処遇改善の対象職員に対して令和 4 年 2 月から収入を 3 %程度引き上げる措置を実施することとしており、教育委員会におきましては、非常勤幼稚園教諭、保健指導補助員が対象となっております。令和 4 年 4 月以降の報酬につきましては、当該職について初任給の号給をそれぞれ 1 6 号給から 1 8 号給に改定いたします。

議案第 2 2 号にお戻りください。

施行期日でございますが、令和 4 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で議案第 2 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 ちょっと若干補足説明をお願いしたいのですが、この号給だけでは教育委員が幾らぐらい変わるのかわかりにくいので。ちなみに別表第 1 の第 1 号の今の 1 6 号は幾らぐらいで、1 8 号が幾らになるのか。それを追加で説明をお願いします。

兼杉教育総務室長 まず 1 6 号給ですが、時間給で計算いたしますと 1 , 1 5 1 円、1 8 号給が 1 , 1 6 9 円でプラス 1 8 円となります。

以上でございます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 ちなみに該当する職員の数みたいなものは、おおよそで分かるのでしょうか。

兼杉教育総務室長 令和 4 年 3 月 1 日現在で、非常勤幼稚園教諭が 7 名、保健指導補助員が 2 名でございます。

以上でございます。

白石委員 ちなみに、この日額報酬表の区分は今、何号給まであるのでしょうか。

須澤教育総務室主査 現在は非常勤幼稚園教諭、保育指導補助員ともに号給 1 6 号給から 2 4 号給まで、これを 1 8 号給から 2 6 号給までとするものです。

以上になります。

白石委員 全体的にですか。

鈴木教育長 全体的にです。

よろしいでしょうか。それではこれより採決を行います。

議案第 2 2 号、「相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第 2 2 号は可決されました。

ここで休憩をいたします。3 時 2 0 分に再開いたします。

( 休憩・ 15 : 09 ~ 15 : 20 )

### 相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討について

鈴木教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程 6、報告第 3 号「相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討について」、事務局より説明をいたします。

佐藤学務課長 報告第 3 号、相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討についてご報告申し上げます。

資料、報告第 3 号別紙、相武台周辺地域小・中学校の学習環境にかかる検討結果報告書をご覧ください。

この報告書は、本年 3 月 17 日に相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会からご提出いただいたものでございます。

この協議会でございますが、相武台周辺地域の子どもたちの望ましい学習環境の実現に向けた検討を行うために、相武台地区小・中学校 4 校から 2 名ずつの P T A 選出員 8 名と自治会長、地区社会福祉協議会会長、地区民生委員児童委員協議会長、公民館長の 7 名により設立されたものでございます。

それでは 1 ページ、1、検討の背景からご説明いたします。

相武台地区におきましては、近年の少子化進行により、相武台小学校、緑台小学校、もえぎ台小学校、相武台中学校の児童生徒数が減少し、現在、相武台小学校ともえぎ台小学校でクラス替えができない 1 学年 1 学級の学年が発生し、過小規模校になっており、特にもえぎ台小学校は令和 4 年度全学年 1 学年 1 学級となる見込みでございます。

こうした状況の中、過小規模校で学ぶ子どもたちのために、多様な考え方に触れることができる学習環境の整備が必要であるとの考えのもと、平成 30 年 8 月に同協議会による検討が開始されました。

次に、2、検討の経過をご説明いたします。

検討協議会は、途中、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を自粛した期間があり、令和 4 年 1 月までに書面会議を含め、検討協議会を 10 回開催し、検討を重ねてこられました。

3 ページ、3、検討協議会委員の意見をご覧ください。

第 3 回検討協議会では、現状の学校規模（1 学年 2 学級）について、良い点や不安な点

と市教育委員会が示す「望ましい学校規模（1学年3～4学級）」となった場合に期待する点や不安な点を比較し、望ましい学校規模について議論が行われました。

4ページをご覧ください。

第4回検討協議会では、小学校と中学校の通学区域、自治会区域、公民館区域、通学距離及び交通事情という5つの視点から現場の良い点と不安な点を踏まえ、不安な点を解決することで期待できる効果など、通学区域についての検討を行いました。

次に、6ページをご覧ください。

第5回検討協議会では、課題解決方策として、これまでの議論を踏まえ、3校を残し、通学区域のみ再編する案のほか、各校を閉校する案など4つの再編パターンについて比較・検討を行いました。委員からは通学区域を見直すだけでは小規模校の解消ができないため、小学校3校を2校に再編することが望ましいという意見や、小中一貫教育については、将来的には1つの小学校の児童全員が同じ中学校に進学できる通学区域となり、質の高い教育を受けられることを期待しており、隣接する地域の小中学校への影響を考慮し、検討を進めるとよいというような意見、通学時の安全確保について、通学路が延長される地域への配慮や登下校時の安全対策に留意が必要などの意見がございました。

次に、4、保護者の意見をご覧ください。

小中学校4校の在籍児童生徒の保護者1,052世帯に保護者アンケートを実施し、検討協議会で作成したこの報告書を案として、再編の方向性、再編案について意見を聴取しましたところ、412世帯から回答がございました。

学校規模の面では、現在、過小規模校であることに對し、人間関係が固定化されず、多様な見方、考え方に触れることができるより良い学習環境への整備を行い、早期の再編を望む声がございました。

通学区域につきましては、再編時に通学区域が変更となる児童の環境の変化や、児童の気持ちに寄り添った配慮や、通学距離が伸びたり、通学路が変更となる区域については、通学路の安全確保対策等の検討をしてほしいという意見が寄せられました。

中学校の通学区域の見直しにつきましては、小学校再編後は、中学校の通学区域の見直しは必要であり、皆が同じ中学校に通えた方がよいという意見が多くございました。

また、麻溝台・新磯野地区整備推進事業の状況を踏まえ、人口増の可能性に留意していく必要があるという意見も寄せられました。

小学校の再編案につきましては、おおむね肯定的な意見が8割を超え、多くの方の賛同



をいただきました。

次に7ページ、5、検討結果、(1)意見の総括をご覧ください。

検討協議会では委員の意見や保護者の意見を踏まえ、「過小規模校の発生」、「小学校と中学校の通学区域の不一致」という2つの課題を改善し、よりよい学習環境を整備することが子どもたちの学びや育ちに有益であると結論づけました。

(2)再編の方向性につきましては、再編の段階を2段階に分けた再編案となっておりますので、9ページをご覧ください。

第1段階として、3小学校のうち、もえぎ台小学校閉校し、相武台小学校及び緑台小学校の2校に再編する。もえぎ台小学校の通学区域は、相武台小学校及び緑台小学校の通学区域に変更する。

指定校を変更する区域に指定変更許可区域を設定する。

10ページをご覧ください。

第2段階といたしまして、再編後の2つの小学校と相武台中学校の通学区域が一致するよう、見直しを検討する。

見直しに当たっては、今後の麻溝台・新磯野地区整備推進事業の状況を踏まえ、検討する必要がある。

以上が報告書の内容となります。

検討協議会での検討・協議におきましては、子どもたちの学習環境について相武台地区としてどうすることが子どもたちにとってよいのか、慎重にそして丁寧に様々な角度から検討いただきました。

こうした想いをしっかりと受け止め、今後、庁内調整を進め、教育委員会としての方針決定について、改めて教育委員会にお諮りしたいと考えております。

以上、相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討についての報告を終わらせていただきます。

鈴木教育長 今、あり方検討協議会からの報告の説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 規模で考えれば、大変難しいことなのですが、そこに特に私が懸念するのは麻溝台・新磯野地区の整備、その辺によって、人が増えたら、また再編みたいなどころがあるかなという、そこがすごくちょっといやらしいなと思うのですが、そういった意味でも、その連携といたしますか、教育委員会が情報共有とかは積極的に

恐らくしていると思うのですが、その辺はどういう仕組みになっているのでしょうか。

佐藤学務課長 委員がおっしゃるとおり、連携というものが非常に大切となってきておりまして、この麻溝台・新磯野のいわゆるA & A事業と言われているものですがけれども、現在見直しを図っているというところで、今朝の新聞にも出ておりましたけれども、最終的に方向性を5月には示すというようなことが今、言われておりますので、引き続き、都市建設局と我々、連携を図りやっていかなければいけないということがございますけれども、現計画で申し上げれば、このA & A地区の人口フレームといいますか、開発によって人口が増える可能性が8,000人と言われてるのですね。ただ、これが地下埋設物の関係ですとか、そういったもので今、頓挫してるというようなことがございますので、どのような方向性で見直されるのかということによって、この8,000人が何人になるのか。あるいは児童数がどのくらいになるのかということを見ながら、第2段階では中学校区域というようなことも検討しなくてはいけないということもございますので、そういったところで、また児童生徒の方の状況等も踏まえながら、学校規模の適正化について引き続き、検討してまいりたいと考えております。

小泉教育長職務代理者 何か2つの難題を背負うという形で、事務局としては大変だと思うのですが、ぜひ丁寧に対応していただけたらと思っています。

以上です。

白石委員 報告書の中にも留意点の中に出てきてますが、自治会の区域ですとか、公民館の区域の状況等、十分留意して検討を進める必要があると書いてありますけれども、今回のこの再編によって、公民館の区域とか、また自治会の区域とかを調整するような話は出てきているのでしょうか。

佐藤学務課長 そういった公民館区ですとか、自治会区で学校が分かれるようなことがないような通学区域の設定の仕方をどのようにしていくのかということも視点として持ちながら検討していただいたということがございますので、現在の9ページの図で示してあるところと言えば緑台小学校と、それから相武台小学校と色分けで示していただいておりますけれども、この図で言えば自治会区で分かれるようなことは少なくともないということでございます。

ただ中学校区域は、現実的に公民館区がまたがったりだとかするので、そこはまた第2段階の中で整理をしていきたいと考えております。

以上です。

鈴木教育長 では、この件はよろしいでしょうか。

この件については終わらせていただきます。

#### 教職員研修の令和3年度実施状況及び令和4年度実施計画について

鈴木教育長 次に日程7、報告第4号「教職員研修の令和3年度実施状況及び令和4年度実施計画について」、事務局より説明いたします。

宮原教育センター所長 それでは、教職員研修の令和3年度実施状況及び令和4年度実施計画についてご説明いたします。

まず、資料に入ります前に令和3年度の研修の重点について、3点簡単にご説明いたします。

1点目でございますが、コロナ禍というところもありまして、採用されてから年数の少ない教員の不安が高いというような声もいただいておりますことから、3年次までの教員については、特に指導主事が授業参観等を行い、丁寧な関わりを持つようにいたしました。

それから2点目といたしまして、研修内容に応じてオンライン研修を実施するというところでございます。主に伝達要素の多い研修につきましては、オンラインといたしました。

それから3点目につきまして、人材育成の強化に向けて、一部研修後の振り返り評価の形式を変更いたしました。

それでは資料に入らせていただきます。1ページをご覧ください。資料1、令和3年度教職員研修実施状況についてをご覧ください。

中段の3、令和3年度講座回数と受講者数でございますが、今年度は3月9日現在で265回の講座を実施し、延べ1万1,039人が受講しております。令和2年度につきましては、休校期間中に総合学習センターや隣接施設が閉鎖しており、多くの人数を集合させること自体が難しかったことから、中止にした研修などが多く受講者数が少なくなっております。令和3年度は計画の段階から講義形式の研修につきましては、基本オンラインとしたため、滞りなく開催でき、また集合研修につきましても、急遽オンラインへの変更が生じた場合に容易に変更ができたことから、多くの研修講座を実施することができました。

下の段の4、研修効果につきましては、これまでも教育委員の皆様方からいただきましたご意見なども踏まえ、その場で研修者が振り返り用紙に記載する研修効果測定だけでなく、それぞれの受講者が学校に戻って、研修で得た学びを校内で周知したり、実践したりすることが大切であると考えております。教育センターといたしましても、研

修で得た学びを校内で周知したり、実践したりして、子どもに還元できているかどうかを測るものにならないといけないと考えております。

そのため研修講座の一部につきまして、小学校校長会経営研究部と連携して作成いたしました振り返りシートを活用し、研修前にまず課題意識を醸成する、研修で得た学びを校内で周知をする。そして、そういった振り返りを実施してまいりました。

なお、今ご説明いたしました振り返りシートにつきましては、裏面2ページでございますシートとなっております。

教員が課題意識を持って研修を受講し、研修成果を学校に還元しようとする内容となってきております。

令和4年度につきましては、この取組を中学校においても導入できるように中学校校長会とも連携し、より研修効果が高まる方法の構築に向けて着手していきたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。令和3年度 教職員研究・研修アンケート（抜粋）をご覧ください。資料2でございます。

こちらは校長を対象として実施したアンケートの自由記述欄から主だった意見をまとめたものでございます。アンケート項目といたしましては、1、ライフステージ研修について、2、専門研修について、3、人材育成について、4、OJTに関わる研修について、5、研究についてなどがございますが、総じて申し上げますと成果として挙げられているものとしたしましては、1の(1)、(2)の下線が引いてあるところがございますとおり、研修内容に応じて、オンライン研修を実施していただけることで、オンライン研修後は校内ですぐに共有できる、指導主事が頻繁に学校に来校していただけることがありがたい等の感想をいただいております。

課題として挙げられているものとしたしましては、初任者から3年次研修までは、多くの人と関わりながら、切磋琢磨しあえるチャンスが必要である。初任者にはオンラインでない研修を望む。オンラインによって移動時間の削減ができて、対面における大切なものを奪ってしまうのではないかな等の意見がございました。

こうしたことを踏まえまして、研修や研究を実施し、人材育成につきましては学校と教育委員会とで連携しながら学校の主体的な取組の支援に努めてまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただき、5ページ、資料3をご覧ください。

令和4年度教職員研修実施計画についてでございます。受講者と校長へのアンケート、研修担当者の検証等を踏まえ、令和4年度の研修を計画いたしました。

令和3年度の主な成果といたしましては(1)からでございます。4点挙げておりますが、学び続ける教員としての土台である基礎形成期、これは初任者から3年次まででございますが、この3年間に力を入れて、指導主事が寄り添い、丁寧に研修を行うことを心がけました。初任者研修と3年次研修では、指導主事が担当教員一人ひとりの授業参観を行い、授業づくりや学級経営について指導、助言を行いました。このことによって、指導主事と受講者とのつながりはもとより、受講者同士のつながりもできたと声をいただいております。

それから、令和3年度の主な課題といたしましては(2)のから3点挙げております。オンライン研修での成果もございましたが、講師の思いや受講者同士の考えが伝わりにくいといった課題もございました。また、経験年数の少ないキャリアステージ研修などのように対面研修を望む声も多い研修もございますことから、コロナが終息した後も効果の高い研修を行えるよう、オンライン研修を精選していきたいと考えております。

続きまして6ページをご覧ください。

中段3の令和4年度研修計画の改善の視点をご覧ください。

(1)教職員に寄り添い、温かさを大切にした研修を行います。初任者から3年次までの形成期に重点を置き、一人ひとりに寄り添った研修を行います。また、2校目の第1年目、異動して第1年目の教員が抱える悩みに寄り添うため、再任用指導主事が一人ひとりの公開授業に関わり、向上期研修を引き続き実施いたします。

(2)人材育成指標の周知を行い、相模原市のめざす教員像に向けて学校と連携して人材育成を行います。年次研修がないベテラン層は、自分自身で教員としての立ち位置を俯瞰して捉え、足りないところを伸ばしていきたい、そういったところを確認しながら行える研修を選択できるよう、希望研修を整えてまいります。また中堅教諭等資質向上研修や学校運営推進者の研修、それから、道徳教育推進教師研修講座、授業改善リーダー研修講座など、それぞれの役割に応じた研修を実施し、充実させてまいります。

続いて(3)授業力向上についてでございますが、各教科等研修講座や指導主事の訪問研修を充実させるとともに、授業改善リーダー研修講座の中に位置付けていた全国学力・学習状況調査の分析報告につきましては、国語科、算数・数学科、理科担当者研修講座にてスタートとゴールを意識した授業力向上の内容と合わせて研修を行って、授業力向上を

図ってまいります。

続きまして(4)のオンライン研修ですが、教職員の負担軽減のため、研修内容に応じてオンライン研修を取り入れてまいります。オンライン研修の効果検証が進んできたことにより、オンライン研修に適した研修であるか否か、さらなる精選を図り、研修効果を考えた上で取り入れてまいります。

1枚おめくりいただいてA3版の人材育成指標をご覧ください。資料4になります。

相模原市教員のキャリアステージにおける人材育成指標をご覧ください。

こちらは先日の教育委員会定例会で承認していただいたものでございます。教育センターで実施する研修は、この指標に基づき、学校と連携して人材育成を行っていきます。中堅教諭等資質向上研修、これは11年目に当たりますけれども、それを終了しますと年次にかかる法定研修がなくなります。その後においても教員が自ら選択し、自分の強みを伸ばし、足りないと感じているところを補っていけるような研修制度を整え、学び続ける教員を支えてまいります。

1枚おめくりいただき、資料5をご覧ください。

令和4年度 教職員研修体系をご覧ください。次年度の研修講座について整理し、一覧にしたものでございます。

以上の研修計画に基づき、本市教員の育成に努めてまいります。よろしく願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 この振り返りシートは非常にシンプルですけれども、すごく使いやすいのではないかなと感じました。

研修は研修を受けることも当然大事なのですが、受けて得た内容をどうやって日常の業務に生かしていくかという部分が一番大切だと思いますし、そういう視点でつくられているのではないかと思います。

これは小学校の校長会の方の研究部と連携して作成されたということですが、中学校ではまだないというお話がありましたが、私は感覚的にはそのまま中学校の方でも使えるようなものではないかなというのと、更に言うと学校に限らず行政の方の研修などでも、こういう視点で振り返りというか報告書を使ってもいいような印象を持ちました。

それで課題の中でいろいろやっぱり気になるところがちょっとあるかなとなったのが、4ページの4番、OJTに関わる研修についてのところの(2)の課題の で、研修を受けた者がその成果を職場へ伝える時間が十分に取れないと。校内研修・研究に力を入れるだけの余力がない。正直、先生方にそこまでの余裕がないというのが現状であるとか、6番のさがみはら教育についての(3)の最後の方で現在の「さがみはら教育」をどれだけの教員が読み、生かしているか疑問

に思うと。

今日もいただきました、この非常に素晴らしいものを作られているので、それをなかなか読む時間がなかったり、研修を伝える時間がなかなか持てないという部分をどうやってしていくかというのが非常に大事なのかなと思います。

研修の内容ですとか、大系自体はすごく考えられて作られているのだと思いますので、それをどういうふうに現場で実際に本当に反映できるかというところをまた考えていただければと思います。

ちょっと感想みたいになりましたが以上です。

鈴木教育長 2点ありましたけど、まず1点目のその振り返りシートは中学校でも使えるのではないかというご意見に対して何かありますか。

宮原教育センター所長 ありがとうございます。このシートにつきましては、特に大事にしたのは、やはり日常の教育活動の中で、それぞれの教師が課題に感じていることをまずしっかりと持つ。その課題意識を持って、研修講座に向かう。そして、そこで解決に向けたヒントをつかむ、具体をつかむ。そして帰って、管理職に報告することで、学校組織としてそれを広めていく、対応していくというようなところの流れを大事にしながら作らせていただきましたので、中学校の方にもこれは非常に有用なものだと考えております。

ただし、ご指摘のとおり多忙な中でということがありますので、教師本来の仕事の本分であります子どもの教育に向かうという時間の確保に向けた働き方改革とも含めて、更に進めていく中で、この研修の効果の充実というところを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

白石委員 A3の見開きのもので表面と、これは裏面までつながって人材育成指標ということによろしいのかなと思うのですが、この一番左側に書いてあるめざす教員像、教員に求められる資質・能力というのがずっとこの一番裏側の下の方まで縦にはつながっていると

いうことでよろしいのですよね。

宮原教育センター所長 はい、おっしゃるとおりです。

鈴木教育長 要は資料4の8ページと9ページの関係を説明していただければよいかと思  
います。

宮原教育センター所長 失礼いたしました。表面は求められる資質・能力のところは3つ  
ございますけれども、それぞれ絞った形で後ろの方には、それぞれ役職について記載させ  
ていただいております。

白石委員 めざす力の部分が、教員の素養、マネジメント、子ども理解、学級づくりと来  
て、裏面はそれぞれの対象教員を絞った授業づくり、専門性を高める力、専門性を高める  
力となっている。これはいわゆる小学校も中学校も共通ということではよろしいでしょ  
うか。

宮原教育センター所長 小学校も中学校も共通でございます。

白石委員 この非常に膨大な研修体系がございますけれども、これは先生方には、こうい  
う研修が年間通してありますという周知だとか、案内などはどのようにされているのかお  
願いたします。

宮原教育センター所長 教員への研修講座の周知ですけれども、これまではこういった私  
の手元でございます研修案内講座シラバスと申しますけれども、これを作成してありまし  
たが、これは今、電子の方でも格納し、一人ひとりの教員が確認することができるように  
なっております。

以上でございます。

白石委員 この中に希望者、該当者というのは、要は対象者という意味合いかなと思いま  
すけれども、希望して、要は手上げで受講する研修があるかと思うのですが、状況とい  
うか、結構希望が多いものなのか、あまり希望者が出てこないのか、その辺の状況を教え  
ていただけますでしょうか。

宮原教育センター所長 受講につきましては、それぞれの教員の校内における役割ですと  
か、そういったものに合わせて手を挙げていただいておりますが、希望としては非常に多  
い状況でございます。会場の都合等もございますので、定員の方はこちらで限らせていた  
だいて、募集を回っているようなところでございます。

鈴木教育長 資料4のところをもう少し説明をしていただいた方がいいかと思いますが、  
表面では「教育愛にあふれた社会の中で学び続ける教員」の中にめざす力として、社会人



としての基礎的資質・能力で、教員の素養、マネジメント、子ども理解・学級づくりというのは3つ。

ただ、裏面に行きますと教諭から校長までが授業づくり、それから養護教諭、栄養教諭という職種による分かれになっているので、この表面と裏面の関係をもう一度ちょっと説明をお願いしたいと思います。

宮原教育センター所長 それでは、改めてご説明させていただきますが、表面につきましては、左側のめざす力、社会人としての基礎的資質・能力のところは右に向かって横帯で広がっておりますが、これはもう全ての世代で必ず必要なものとして継続しております。それから縦に見ますと、教員として全般に教員の素養、マネジメント、子ども理解・学級づくりというところで書かせていただいております。

裏面の方はそれぞれ、先ほどご指摘ありましたとおり、それぞれの役職に応じて焦点化して、その力について記載をさせていただいているものでございます。右にはそれぞれのキャリアに応じた流れになっております。

以上でございます。

鈴木教育長 多分、教諭のところは前と同じような図式を使ってるから何か分かりにくくなっているのかなという。

宮原教育センター所長 今、話題になってるところについてご説明申し上げます。

表のところに教員に求められる資質・能力ということで、めざす力のところに社会人としての基礎的資質・能力、教員の素養、マネジメント、子ども理解・学級づくりと縦に続いておりますが、ここまでが裏面に記載されております教諭、総括教諭、それから、養護教諭、総括教諭、そして栄養教諭、総括教諭というところも全て含めて共通している部分となっております。

その下につくイメージでございまして、それぞれの専門性を高める力が教諭、総括教諭、養護教諭、総括教諭、そして栄養教諭等では変わってくることから、裏面については分けてお示しさせていただいているという、そのような整理でございます。

以上でございます。

白石委員 こういうものを身につけてもらいたいということは分かりました。

ただ、実際に副校長とか校長はそれぞれのところに全部出てきたりするので、その辺が何か、その対象者になっている方が何かちょっと混乱しないかなというところが気になりました。

表面は全員、全ての先生方という意味合いですよね。裏面はそれぞれにということなのですが、養護教諭とか栄養教諭の部分は何となく分かるのですけれども、それぞれに。鈴木教育長 多分、この表記の仕方が副校長、校長が入っているのですそれは養護教諭で副校長、校長ということがあって想定してるのか、副校長、校長もその養護教諭、栄養教諭のところまで含めて記載をしてるのか。そこの違いの説明をお願いしたいと思います。

宮原教育センター所長 ここに示してあります役職につきましては、こういったことが求められると書かれてはいるのですけれども、具体につきましては、それぞれの役職に向けたチェックリスト等を別途作成しまして、それぞれ分かりやすく示していきたいと考えております。

失礼しました。養護教諭になったものではなくて、校長というところで記載させていただいております。

裏面の一番右端にあります校長、副校長のところですがけれども校長、副校長はこういったものを全て把握し、所管するということで書かせていただいておりますので、養護教諭で校長、副校長になったと限定したものではありません。

鈴木教育長 要はこの表の一番右側に校長、副校長が入っているので、そこを含めて記載しているという理解でよろしいのでしょうか。

小泉教育長職務代理者 何かすっきりしない。以前に言えばよかったなという感じです。

これは私の意見になりますけれども、やはり教員というのは自己研鑽に励むというのは資質・能力の1番目かと思います。ぜひ、それをサポートする意味でも身のある研修をしていただけたらと思います。そういった意味でも、やはり個々一人ひとりがやっぱり意識するということが大事だと思います。

何かのときにもお話したかと思うのですが、自分の立ち位置であるとか、レベルだとか、次、ここ頑張ろうみたいな、そういった目当てカードではないのですが、そのようなものも必要なのかなと思いました。

またあわせて、やはり今、話題になった副校長、校長あたりがやっぱり職員の、例えば教員でもあるし、養護教諭の成長レベルに合った助言であるとか、こういった研修も受けたのみたいな、そういったサポートをぜひいただくと。いわば副校長、校長が一番研修しなくてはいけないのかなと思いますけど、その辺のサポートもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

平岩委員 別紙の資料、実施状況、それから実施計画という、この資料というのは、これは今日の会議用の資料でしょうか。それとも、どこかで使われるものなののでしょうか。

鈴木教育長 別紙というのは、資料4。

平岩委員 令和3年度の教職員研修実施状況についてですとか、それから令和4年度の実施計画の文章のものですが、これは何か使うものですか。

宮原教育センター所長 失礼いたしました。ここで使うものとして作らせていただきました。

平岩委員 ここで使うものということで多分、説明書になっているのだと思いますが、例えば令和4年度の主な重点・変更点とかということであれば、どこかでこれは今後、同じようなものを利用なさっていくのだと思うのですが、重点項目というのはやっぱりずっと読まなくても分かるようにしっかりと箇条書きで上げていって、それでそれを皆さんがはっきりと分かる、明確に分かるようになさらないと、重点がぼけてしまっただけでは、この理由とともに、理由も含まれていて、すごくどこが重点なのだろうとなかなか分からない。やっぱり令和4年の大切にすべきことというのが、もう少し明確に、はっきりと短い言葉で書くようになさった方がいいかなと思いました。

宮原教育センター所長 ご指摘のとおりだと思いますので、明確に分かるように修正したいと思います。

鈴木教育長 ちょっとそこの修正は次年度ということではよろしいでしょうか。では、次年度は明確に分かるように。平岩委員がおっしゃるその箇条書き的なもので、何が重点なのか、どこが変更したのかというのは分かるようにしていただきたいと思います。

小泉教育長職務代理者 下線があえて必要かなと。逆に読みづらくなる。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

今、各委員から指摘していただいた点を十分踏まえて、次年度資料の作成をお願いしたいと思います。

それでは、この件は終了させていただきます。

#### 専決処分の報告について

鈴木教育長 次に日程8、報告第5号、「専決処分の報告について」を事務局より説明をお願いします。

佐々木博物館長 では、報告第5号、専決処分の報告、こちらについて報告をさせていた

だきます。

報告第5号の裏面になりますでしょうか、1枚をおめくりいただきまして、専決処分書、こちらを読み上げさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月1日、相模原市長、本村賢太郎。

損害の決定について、本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

損害賠償額1万9,565円、被害者、市内在住者、3番事故の概要等、令和3年10月15日午後2時25分頃、相模原市中央区下九沢58番1先の市道において、本市小型貨物車（相模400つ7134、博物館職員運転）が走行していた際、丁字路を右折してきた被害者の小型乗用車に接触し、破損させたものである。

本市の責任割合、10%。

こちらが一応、図をつくってまいりまして、分かりましたか。図は見ても分からない。鈴木教育長 場所というか状況が分かるように。

佐々木博物館長 場所は129の近く、ヤオコー下九沢店の近くなのですが、優先道路を走っている時に側道、丁字路の方から出てきた車が博物館の車の右側のドアのところにぶつかったと。

ですから、概要等のところだと「被害者の小型乗用車に接触し」ということになっているのですが、どちらかという接触されたという形でございます。

鈴木教育長 本市の車が丁字路を直進していった。

佐々木博物館長 優先道を走ってる時に、横の道から出てきた車が。

鈴木教育長 当たったと。

佐々木博物館長 そうですね。

鈴木教育長 ただ、当然、本市の車も走行してるから責任割合が10%。

佐々木博物館長 そうですね。

鈴木教育長 ということだそうです。

佐々木博物館長 では、事故の概要を次のページで。

事故発生日時から事故の状況までは同じことが書いてありますので、再発防止策だけ読ませていただきます。

事故当日、所属長から本人に対し、「周囲の確認を十分に行うこと」「運動機能を過信

せずに対応すること」「時間に余裕を持って運転すること」を注意いたしました。

また、事故の翌日は、所属長から全職員に対し、改めて安全運転や事故防止に努めるよう指示いたしました。

さらに、事故の11日後に「自動車運転フォローアップ研修」を受講させました。これは市役所管財課の方で行っているもので、管財課の職員と運転者の職員が事故の状況などを聞き取りして、再発しないような、事故を起こさないような条件であるとか、レクチャーであるとか、またドライブレコーダー、最近は公用車にもドライブレコーダーがついておりますので、公用車のドライブレコーダーの映像などから事故のケーススタディということで、今後、事故が起きないようにと、こういう研修を受けたところでございます。研修を通じ、日頃の運転時に慢心をせず、安全確認することの重要性などを学んでもらうことができたと考えております。

以上でございます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思いますが、よろしいですかね。

この件は、これで終わらせていただきます。

鈴木教育長 それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況等について報告いたします。

2月28日、市公民館連絡協議会役員との意見交換会に私と小泉教育長職務代理者、平岩委員、白石委員で出席をさせていただきました。

3月1日、平塚信用金庫から児童用図書贈呈をいただきました。

3月4日には、上鶴間公民館が文部科学省の表彰を受賞しましたので、市長面会ということで私が同席をさせていただきました。

3月13日は、さがみ風っ子教師塾の閉校式。

それから3月17日、今日、報告第3号にありました相武台周辺地域の小・中学校の学習環境のあり方検討協議会の検討結果報告について、会長、副会長からいただきました。

あとは3月28日、「鳥屋地域における義務教育学校移行準備委員会」より、鳥屋地域義務教育学校の校名案の検討結果を昨日受領しましたが、地域としては鳥屋学園でいきたいというお話をいただいております。

そのほかは市議会とか感染症対応をさせていただきました。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は4月27日、水曜日、午前9時30分から第1特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は4月27日、水曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午後4時19分 閉会